新旧対照表(建築分野)

		初10万300000000000000000000000000000000000		
ページ (2025.9)	項目	旧(2023年4月版)	新(2025年9月版)	理由
12	②作業休止係数の設 定	降雨以外の波浪、潮位、強風等、工事に影響をおよぼす特別な自然条件	<u>降雨、</u> 波浪、潮位、強風等、工事に影響をおよぼす特別な自然条件	内容変更
16	3-1 事業費の構成図 図3-1-2 建築建設費 構成図		・共通仮設費に情報システム費を、現場管理費に租税公課を追加。 ・現場管理費の品質管理会議と安全パトロールに要する費用を分離。	費目追加・変更
16	3-1 事業費の構成 図 3-1-2 建築建設費構 成図		現地傭 <u>上</u> 通訳費	語句修正
17	776 3-2-1 直接工事費の 内容	表3-1 直接工事費内容 1. 建築工事費 (2) 地業工事費 (内容共) (3) 土工事費 (内容共)		内容変更(土工事費と地業工事費の 順番変更)
18	3-2-2 共通仮設費の 内容 表3-2中の1.準 備費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用	 敷地測量、敷地整理、 <u>仮設用借地料、道路占有のための準備及び原状復旧に要する費</u> <u>用</u> 、その他の準備に要する費用	内容変更
	(上記続き)	 安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補 償復旧に要する費用	安全標識、消火設備等の施設の設置、 <u>交通誘導・</u> 安全管理等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧 <u>並びに台風等災害に備えた災害防止対策</u> に要する費用	内容変更
10	(上記続き) 6. 屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分 <u>並びに端材等の処分</u> 及び除雪に要する費用	内容変更
18	(上記続き) 8. 情報システム費	(記載なし)	情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに 要する費用	説明追加
19			共通仮設費率に含まれる内容: 敷地整理(新営の場合)、 <u>道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用</u> 、その他の 準備に要する費用 積上げ計算する内容: 敷地測量、仮設用借地料	内容変更(道路占有(占用)料を積 上げ計算から率計上に変更)
19			共通仮設費率に含まれる内容: 安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。 <u>台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用</u> 積上げ計算する内容: <u>交通誘導、</u> 安全管理・合図等の要員(保安要員、エスコートガードを含む)に要する費用	内容変更
19	(上記続き) 6. 屋外整理清掃費	共通仮設費率に含まれる内容: 屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用	共通仮設費率に含まれる内容: 屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分 <u>並びに端材等の処分</u> に要する費用	内容変更
19	(上記続き) 8. 情報システム費	(記載なし)	全て積上げ計算	説明追加
19	9. 輸送梱包費	全て積上げ計算	全て積上げ計算	番号繰り下げ
20	(上記続き) 10. その他	共通仮設費率に含まれる内容: コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	共通仮設費率に含まれる内容: <u>鉄筋の圧接試験費、公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費</u> 、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	内容変更 番号繰り下げ
	3-2-3 現場管理費の 内容 表3-3中の 1.労務管理費	現場労働者(※1)及び現場雇用労働者(※2)の労務管理に要する費用(1)・・・・・(2)・・・・・・	現場労働者(※1)、現場雇用労働者(※2) <u>及び現場雇用従業員(※3)</u> の労務管理に要する費用 (1) ・・・・・ (2) ・・・・・	内容変更
21	(上記続き) 2. 租税公課	(記載なし)	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租 税公課、諸官公署手続き費用	説明追加
21	 (上記続き) 3. 保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保 険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険 <u>及びそ</u> <u>の他の損害保険の</u> 保険料	内容変更
21	 (上記続き) 4. 従業員給料手当	現場従業員(※3)及び現場雇用労働者の給料、諸手当(交通費、住宅手当等)及び賞与	現場従業員(※4)及び <u>現場雇用従業員並びに</u> 現場雇用労働者の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)、賞与 <u>及び外注人件費(「施工図等作成費」を除く。)に要する費用</u>	内容変更
21	(上記続き) 5. 施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用	施工図・ <u>完成図</u> 等の作成に要する費用	内容変更
21	(上記続き) 6. 退職金	現場従業員に対する退職金給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び <u>現場雇用従業員、</u> 現場雇用労働者の退職 金	内容変更
21	(上記続き) 7. 法定福利費	現場従業員、現場労働者(派遣技能工のみ)及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額及び現場労働者(派遣技能工以外)に関する労災保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額	現場従業員、 <u>現場雇用従業員、現場雇用労働者及び</u> 現場労働者(派遣技能工のみ)に関する次の費用 ・ <u>現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する</u> 労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者(派遣技能工以外)に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金	内容変更
21	(上記続き) 9. 事務用品費	事務用消耗品、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代 等の費用	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写 真 <u>・完成写真</u> 代等の費用	内容変更
		現地傭人通訳費 (費目名称)		語句修正
22	17. 工事安全専任者に かかる費用	工事安全管理を専業に行う日本人技術者の配置に要する、、、	工事安全管理を専業に行う <u>元請企業の</u> 技術者の配置に要する、、、	内容変更
22	17. 品質管理会議・	品質管理会議・安全パトロール(※)に本邦から参加する従業員の人件費、海外渡航 費、海外滞在費		品質管理会議と安全パトロール費用 の分離、及び費用に係る説明修正
	安全パトロールに要 する費用	※無償資金協力事業における施工会社(店社)による海外建設現場安全パトロール実施要領に基づく、以下「安全パトロール」とする。	19. 安全パトロールに要する費用口 安全パトロール(※)に本邦から参加する従業員の人件費、海外渡航費、日当及び宿泊費 ※無償資金協力事業における施工会社(店社)による海外建設現場安全パトロール実施要 領に基づく、以下「安全パトロール」とする。	品質管理会議と安全パトロール費用 の分離、及び費用に係る説明修正
22	(上記続き) 19. その他		21. その他 会議費、式典費、 <u>工事実績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、</u> その他上記 のいずれの項目にも属さない費用	番号及び内容変更
22	20. 現場管理費加算額	依抜助国の特工に配慮しに加昇額。(~ 19の総額を対象とした「現场官理負加昇率」に 其づき質申されるもの)	22. 現場管理費加算額 被援助国の特上に配慮した加算額。(1~21の総額を対象とした「現場管理費加算率」に 基づき算出されるもの。)	
22	(上記続き) 表3-3欄外の注釈説明	(※1) 現場労働者(派遣技能工、下請契約に基づき現場労働に従事する労働者(左官工、大工、鉄筋工等))	(※1) 現場労働者(派遣技能工、 <u>再下請けを含む</u> 下請契約に基づき現場労働に従事する 労働者(左官工、大工、鉄筋工等))	内容変更
22	(上記続き) 表3-3欄外の注釈説明	工、大工、鉄筋工等))	 (※1) 現場労働者(派遣技能工、<u>再下請けを含む</u>下請契約に基づき現場労働に従事する労働者(左官工、大工、鉄筋工等)) (※2) 現場雇用労働者(<u>各現場で</u>元請企業が<u>臨時に直接雇用</u>する現地労働者(派遣技能工を除く)) (※3) 現場雇用従業員(各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員、現地傭人(元請け企業が直傭する現地技術者等)) (※4) 現場従業員(日本人及び第三国従業員(元請企業の社員等)) 	内容変更
	3-2-4 一般管理費等 の内容 表3-4中の1. 一般管理費(1)役員報 酬	取締役及び監査役に要する報酬	取締役及び監査役に要する報酬 <u>及び賞与(損金算入分)</u>	内容変更
25	(上記続き) (2)従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む)	本店及び支店の従業員に対する <u>給与</u> 、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む)	内容変更
25	(10) 忸优公誅	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料その他の公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及びその他の公課	内容変更(道路占用料の削除)
26	(上記続き) 2. 付加利益	(3) 役員賞与金	(3)役員賞与 <u>(損金算入分を除く)</u>	内容変更

27	表3-6 間接費の内容	●「間接原価」は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び間接的に業務支援を行う 技術者の人件費並びに福利厚生費、水道光熱費等の経費から成る。	●「間接原価」は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び間接的に業務支援を行う 技術者 <u>(施工段階における施工監理や設計変更業務等の業務支援等も含む)</u> の人件費並 びに福利厚生費、水道光熱費等の経費から成る。	説明追加
30	4-1-3 積算方法・条 件等 (5)価格の変動	積算価格(労務費、資・機材費等)には、コミュニティ開発支援無償案件及び機材との 複合案件における機材価格を除き、・・・・・・	積算価格(労務費、資・機材費等)には、機材との複合案件及び現地企業活用型無償案件における機材価格を除き、・・・・・・	説明修正
31	(上記続き) 1)基本的考え方	(記載なし)	(注)公的機関の予測値や現地での調査データは積算時点で得られた最新データとする。協力準備調査中や積算審査中にそれらデータが更新された場合にも、更新された データには置き換えないことを原則とする。	説明追加
31	2) 算定方法 【ローカルポーショ ン】	③ ①、②に基づき、物価上昇率を設定し、そこに積算時点の翌月から想定入札時点までの期間を乗じて最終的な物価変動係数を設定する。(物価変動係数は小数点第4位以下を四捨五入する。)	③ ①、②に基づき、物価上昇率を設定し、そこに積算時点の翌月から想定入札時点までの期間を乗じて最終的な物価変動係数を設定する <u>(例:物価上昇率12.362%の場合、物価上昇係数1.124により算定)</u> 。物価変動係数は小数点第4位以下を四捨五入する。	説明追加
	(上記続き) 2)算定方法【外国調 達ポーション】	① IMF 等が設定している世界経済の経済成長率及び物価上昇率の予測値を確認する。 (積算時点で公表されている最新データを用いることを原則とする。) ② ①に基づき、物価上昇率を設定し、そこに積算時点の翌月から想定入札時点までの期間を乗じて最終的な物価変動係数を設定する(物価変動係数は小数点第4位以下を四捨五入する。)	①積算時点で公表されている最新データを用いることを原則とするが、IMF等が設定している世界経済の経済成長率及び物価上昇率の予測値等も参照のうえ、その妥当性を確認する。 ②物価上昇率を設定する場合は、積算時点の翌月から想定入札時点までの期間を乗じて最終的な物価変動係数を設定する(物価変動係数は小数点第4位以下を四捨五入)。	説明追加
31	(上記続き) 2)算定方法【本邦調 達ポーション】	①建設物価もしくは積算資料(いわゆる物価版)の過去の価格により物価上昇率を推定し、想定入札時点までの物価変動係数を設定する。 ②見積単価に上記手法で算出した物価変動係数を乗じて想定入札時点までの価格変動を加味した単価を算出する(積算時点から想定入札時点までの期間のカウント方法は、積算時点の翌月から想定入札時点の月までとする)。	①建設物価もしくは積算資料(いわゆる物価版)の積算時点で得られた <u>最新データを用いることを原則とするが</u> 、過去の価格により物価上昇率を推定し、想定入札時点までの物価変動係数を <u>予測のうえ、その妥当性を確認する</u> 。 ② <u>物価上昇率を設定する場合は</u> 、見積単価に上記手法で算出した物価変動係数を乗じて想定入札時点までの価格変動を加味した単価を算出する(積算時点から想定入札時点までの期間のカウント方法は、積算時点の翌月から想定入札時点の月までとする)。	説明追加
31	(上記続き) 2)算定方法	(記載なし)	(注) <u>物価変動係数の算出にあたり、</u> 積算年及び入札年は月割計算とし、原則、全体の率は各年の率を乗算して求める(<u>複利方式</u>)。その他、適切な算出方法も可とする。ただし足し算では求めない。	説明追加
31	(6)税金の処置	無償資金協力事業は免税が原則である。被援助国に「消費税」のような付加価値税が 設定されていても、積算単価(価格)は付加価値税を除いたものとしなければならな い。	無償資金協力事業は免税が原則である。被援助国に「消費税」のような付加価値税が設定されていても、積算単価(価格)は付加価値税を除いたものとしなければならない。ただし、燃料(ガソリン・軽油等)の税不可分の単価には税込みの単価を採用できる。	説明追加
	4-1-3 積算方法・条件等(8)通貨交換レート	日本円と基軸通貨、現地通貨の交換レートを積算時点において調査・検討し、積算時点 より過去3ヶ月の平均レート	ロナロしせはほん 田地宮化の六橋 コーナ 建宮は上に シング 調本 炒到 建宮は上	説明修正
34	(上記続き) (8)通貨交換レート	(記載なし)	(参考事例) ・日本の主要銀行に現地通貨と日本円の直接交換レートありの場合: 現地通貨 x 日本主要銀行TTS (対現地通貨) = 日本円 ・日本の主要銀行のTTSとTTBの乖離が大きい場合: 現地通貨 x 現地主要銀行TTB (対日本円) = 日本円 ・日本及び現地の主要銀行共に現地通貨と日本円の直接交換レートがない場合: 現地通貨 x 日本主要銀行TTS (対USD) ÷現地主要銀行TTB (対USD) = 日本円	説明追加
34	4-1-3 積算方法・条 件等 (9)積算時点	本マニュアルでいう調査終了月とは、概略設計調査が終了し帰国した月を指すものであ る。	本マニュアルでいう調査終了月とは、概略設計調査が終了し帰国した月 <u>(原則として業務主任の帰国時点)</u> を指すものである。	説明追加
	4-2直接工事費 4-2-1 建築工事費、 設備工事費、その他 工事費等 (1)労務費 1)労務単 価(賃金日額)表4-3	(注) 日額換算の賞与(ボーナス)、退職手当等の諸手当は、年間あるいは1ヶ月当りの支給額、事業主負担額等を、現地の法令等に基づく休日を控除した年間あるいは1ヶ月平均の稼動日数により除したものとする。	(注1) 日額換算の賞与(ボーナス)、退職手当等の諸手当は、年間あるいは1ヶ月当りの支給額、事業主負担額等を、現地の法令等に基づく休日を控除した年間あるいは1ヶ月平均の稼動日数により除したものとする。 (注2) 職種間の単価差が一般的な概念と異なる場合にはその理由を説明する(例:オフィスボーイが普通作業員より高額、普通作業員が技能職(とび工、溶接工など)より高額など) (注3) 同一職種で日額・月額がある場合、日額×25日(標準)の金額と月額金額の整合性を確認する。	説明追加
39	4-2-1 労務費(2)労務 歩掛 2.歩掛補正の適 用区分について	具体的な積算に当たっては、下記のような適用区分が想定されるが、中にはその狭間に 位置するものもあることから、判断に迷う場合は、概略設計方針検討の段階で、積算方 針としてあらかじめ検討・整理するものとする。	具体的な積算に当たっては、下記のような適用区分が想定されるが、中にはその狭間に位置するものもあることから、判断に迷う場合は、概略設計方針検討の段階で、積算方針としてあらかじめ検討・整理するものとする。 <u>歩掛補正の方針、考え方等については事前にJICAと協議、決定する。</u>	説明追加
40	(上記の続き)	(注) 機械施工歩掛(日当り施工量)についての詳細は、4-2-4-1(3)項(機械経費の項)による。 項)による。 なお、機械施工歩掛(日当り施工量)と機械を操作する運転手は一体のものであり、作 業編成人員と同様、機械の日当り施工量を補正することにより、運転手の所要日数も連 動して補正される。従って、いかなる場合でも運転手に関する歩掛補正ということはあ り得ないことに留意する。	(注) 機械施工歩掛(日当り施工量)についての詳細は、4-2-1(3)項(機械経費の項)による。 なお、機械施工歩掛(日当り施工量)と機械を操作する運転手は一体のものであり、作業編成人員と同様、機械の日当り施工量を補正することにより、運転手の所要日数も連動して補正される。従って、いかなる場合でも運転手に関する歩掛補正ということはあり得ないことに留意する。 労務補正は能力差を補う配置人員の増加であり、日当たり施工量の補正は行わない。	説明追加
47	表4-13 工事用機械賃貸料金整理表	(注) 1. 賃貸条件(賃貸期間に応じた割引率、最低保障期間等)を明示する。 2. 調達地ごとに、それぞれ表を作成し整理する。	(注) 1. 賃貸条件(賃貸期間に応じた割引率、最低保障期間等)を明示する。 2. 調達地ごとに、それぞれ表を作成し整理する。 3. 見積条件に使用予定期間を明記し、日単価、月単価など適切な条件設定をする。 る。	説明追加
49	8)建設機械工程表の 作成	施工計画(施工方法、工程計画等)および前記各項に基づき、工事に使用する建設機械 の運用計画をまとめた建設機械工程表を、以下の事項に留意して作成する。	施工計画(施工方法、工程計画等)および前記 <u>規定に拠る機械施工歩掛補正で算定した</u> 日当たり施工量に基づき機械配置計画を検討し、工事に使用する建設機械の運用計画を まとめた建設機械工程表 <u>(台数、期間など)</u> を、以下の事項に留意して作成する。	説明追加
51	補足事項:機械損料 計算例 表S4-1	表S4-1 平成12年度版 建設機械損料算定表抜粋	表S4-1 <u>令和6</u> 年度版 建設機械損料算定表抜粋	内容変更(準拠例を令和6年度版に 更新)
52	(4)仮設資・機材費 1)仮設資・機材の数 量	(記載なし)	(注) 骨材クーリングプラント等の設置にあたっては、施工場所の自然条件とコンク リート標準示方書を勘案して計画する。	説明追加
	4-2-2技能工派遣費 (1) 技能工派遣の原 則	なお、技能工を作業員として派遣する場合は、当該作業(工種)の歩掛から派遣技能工 が分担する部分を控除しなければならない。	なお、技能工を作業員として派遣する場合は、当該作業(工種)の歩掛から派遣技能工が分担する部分を控除しなければならない <u>(例:PC工事関連技能工等)</u> 。	説明追加
	(6)技能工派遣費の算	(注) 1. 施工条件、施工方法等による休日、時間外、夜間、深夜、交代勤務手当等の諸手当(割増賃金)を必要とする場合は、4-2-1(1)項に準拠し、別途算定する。 2. 技能工の渡航費用は、現場管理費の海外渡航費として、滞在費用は現場管理費の海外滞在費として整理し、4-4現場管理費の項に従い算定する。	(注) 1. 施工条件、施工方法等による休日、時間外、夜間、深夜、交代勤務手当等の諸手当(割増賃金)を必要とする場合は、4-2-1(1)項に準拠し、別途算定する。 2. 技能工の渡航費用は、現場管理費の海外渡航費として、滞在費用は現場管理費の海外滞在費として整理し、4-4現場管理費の項に従い算定する。 3. 派遣期間は対象工種の工事期間のみとする。準備工、後片付けには原則配置できない。現地滞在が1ヶ月月以上の場合は、1ヶ月を30日として計算する。	説明追加
62	4-2-4 輸送梱包費 (4)輸送梱包費の算定	(記載なし)	11) 仮設資機材の輸送梱包費 日本調達:足場等の仮設材の持ち帰り費用の計上に関し、現地諸法規に抵触しない場合は、存置価格と回収費用(持ち帰り費用)を比較し、存置価格が安価な場合は全損 (除却率を考慮)を検討する。	説明追加
	4-4-1 海外渡航費 補足事項:割引運賃 の利用について	ビジネスクラスについては、、、(中略)。ただし、全行程をY1料金とした場合よりも Y2料金が高額となる場合は、全行程をY1料金によることとする。	ビジネスクラスについては、、、(中略)。ただし、全行程をY1料金とした場合よりもY2料金が高額となる場合は、全行程をY1料金によることとする。 航空券の渡航経路・航空会社の選定にあたっては、効率的かつ経済的な経路、航空会社とし、見積りは複数の航空会社から徴収する。最低価格と想定される平日発着便を基本とし、出張期間に応じた適切な有効期限(1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月など)の航空運賃を採用する。	説明追加
	4-4-2 海外滞在費(1) 海外勤務手当(月 額)	期间(田国・帰国等の旅行期间を含む)について海外勤務に係る手当を支給するものとし、表4-18の格付(号)に応じ設定された賃金(月額)や技能工の労務単価(月額)に基づき、下記により算定する。	日本人現場従業員及び日本もしくは第三国から派遣する技能工については、 <u>派遣期間が6ヶ月以上の場合は</u> 、その全滞在期間(出国・帰国等の旅行期間を含む)について在外勤務に係る手当を支給するものとし、表4-18の格付(号)に応じ設定された賃金(月額)や技能工の労務単価(月額)に基づき、下記により算定する。 <u>なお、派遣期間6ヶ月未満の場合は、海外勤務手当に代えて、「第5章 設計監理費」の表5-3~表5-5に順じた日当及び宿泊費を支給する。ただし技能工は6ヶ月未満であっても海外勤務手当を支給する。</u>	説明追加
69	4-4-2 海外滞在費 表4-18	国の基準等に準拠した職階中 格 付 (号) 中 技師長中 1 号中 2 号中 2 号中 3 号中 4 号中 5 号中 5 号中 技術員中 6 号中	国の基準等に準拠した職階→ 格 付(号)→ 主任技師→ 2 号→ 技師A→ 3 号→ 技師B→ 4 号→	内容変更(技師長と技師C、技術員 を削除)

	│(注)1. 購入(損料)による場合の運転時間あたり損料についても、ここで規定した運			理し、4-2-4項及び4-3共通仮設費の項に 3. 不稼働日の運転経費は計上不可。 4. サイトの分散・配員数等を勘案して必	『運転時間に基づき算定する。 :する場合は、共通仮設費の輸送梱包費として塾 従い算定する。	
4-4-6 品質管理会 70 議・安全パトロール に要する費用	- ロール (同じ節に品質管理会議と安全パトロールの説明が混在)			4-4-6 品質管理会議に要する費用 4-4-7 施工会社(店社)による海外建設	と現場安全パトロールに要する費用	品質管理会議と施工会社によ パトロールを説明する節を分 降の節番号を繰り下げ。
4-4-0 品負官理会議 70 に要する費用 (上記の続き)	品質管理会議・安全パトロール対象案件については、本邦から会議に参加する施工業者社員の人件費、海外渡航費、海外滞在費等の必要な経費を現場管理費に対して積み上げで積算する。 人件費は表4-18「日本人従業員の職階、格付け(号)」を活用し、国土交通省の定める人件費単価に基づき算定を行い、海外渡航費、日当・宿泊海外滞在費については、それぞれ4-4-1項および4-4-2項に基づいて算定を行う。			海外渡航費、 <u>日当・宿泊費</u> 等の必要な経 人件費は表4-18「日本人従業員の職階	邦から会議に参加する施工業者社員の人件費、 費を現場管理費に対して積み上げで積算する。 、格付け(号)」を活用し、国土交通省の定め 渡航費、日当・宿泊費については、それぞれ <u>5-</u> う。	内容変更
4-4-6 品質管理会 議・安全パトロール 70 に要する費用(のうち品質管理会議に関する内容)	(記載なし)					
4-4-7 施工会社(店社)による海外建設 現場安全パトロールに要する費用	(記載なし)			全パトロールに参加する施工業者社員の経費を現場管理費に対して積み上げで積 人件費は表4-18「日本人従業員の職階 る人件費単価に基づき算定を行い、海外 2-2項の表5-3~5-5に基づいて算定を行う なお、本邦からの参加者は1名、3号と は、現地活動3日を基本とし、往復の渡船	、格付け(号)」を活用し、国土交通省の定め 渡航費、日当・宿泊費については、それぞれ5-	: - 施工会社(店社)による安全 ロールの節を独立して記載。
71 4-4-7 瑕疵検査立会	4-4-7 瑕疵検査立会に要する 施設完工1年後に実施される 費、現地交通費を計上する。3 を加算する。ただし、施設内 上げる。	暇疵検査立合に必要となる 3号1名、現地活動は3日を基	人件費、海外渡航費、海外滞在 基本とし、往復の渡航に係る日数 よって必要に応じて日数を積み	泊費、現地交通費等の必要な経費を計上での渡航に係る日数を加算する。ただし、 応じて日数を積み上げる。 (注)部分引き渡しがある場合は複数回	合に必要となる人件費、海外渡航費、 <u>日当・宿</u> する。3号1名、現地活動は3日を基本とし、往復 施設内容、サイトの分散状況等によって必要に の <u>瑕疵検査を行うが、検査実施時期が契約工期</u>)が対応することとし、追加の費用計上はしな	复 - 節番号繰り下げ、及び説明追
71 4-4-8 現場管理費加 算額	現場管理費加 4-4-8 現場管理費加算額 (1) 加算率対象現場管理費 ⑦ 品質会議・安全パトロールに要する費用 ⑧ 瑕疵検査立会に要する費用			い。 4-4-9 現場管理費加算額 (1) 加算率対象現場管理費 ⑦ 品質会議に要する費用 ⑧ 安全パトロールに要する費用 ⑨ 瑕疵検査立会に要する費用		節番号繰り下げ、及び「⑨gロールに要する費用」の独立
5-2 実施設計費 5-2- 76 1 直接人件費 (日本 人技術者の賃金) 表5-1	国の基準等に準拠した 技師長 主任技師 主任技師 技師A 技師B 技師C 技術員		格 付 (号) ← 1 号← 2 号← 3 号← 4 号← 5 号← 6 号←	国の基準等に準拠した職階← 主任技師← 技師A← 技師B←	格 付(号)← 2 号← 3 号← 4 号←	内容変更(技師長を削除)
79 5-2-2 直接経費(1)通 訳費	→ 無力 日坐が出(無力			言語← 日当り単価← 普通語← 46,500← ロシア語← 52,000← 特殊語← 65,000←	備 考↩ フランス語スペイン語、ポルトガル語↩ ロシア語↩ 普通語以外の言語↩	- - - 内容変更(言語及び単価の3 - -
80 (3)旅費・日当・宿泊 費 補足事項	ビジネスクラスについては、、 Y2料金が高額となる場合は、			Y2料金が高額となる場合は、全行程をY <u>航空券の渡航経路・航空会社の選定にあ</u> とし、見積りは複数の航空会社から徴収)。ただし、全行程をY1料金とした場合より= ′1料金によることとする。 たっては、効率的かつ経済的な経路、航空会社 する。最低価格と想定される平日発着便を基本 (1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月など)の航空運賃を採用	説明追加
1						<u> </u>
80 ²⁾ 日当 表5-3 日当単 価表	格付(号) ← 1 号← 2 号← 3 号← 4 号←	日当(1日あたり) ← 4,500← 4,500← 3,800← 3,800←	備考← ← ← ← 通訳は4号相当とする←	格付 (号) ← 日当 (1 2 号← 4 3 号← 3 4 号← 3 (注) 原則は上記基準のとおりだが、3 号の日 経理処理ガイドライン」の単価と金額が	日あたり) ← 備考← ,500← ← ,800← ← 通訳は 4 号相当とする← 当については、JICA「コンサルタント等契約における 異なるため、同ガイドラインの日当単価を用いること ガイドラインのとおり国内旅費は計上しない。 ←	 -
	1 号← 2 号← 3 号←	4, 500← 4, 500← 3, 800←	↔ ⊕ ⊕ 通訳は4号相当とする↔	格付 (号) ← 日当 (1 2 号← 4 3 号← 3 4 号← 3 (注) 原則は上記基準のとおりだが、3 号の日経理処理ガイドライン」の単価と金額がも可とする。ただし、その場合は、上記 格付 (号) ← 宿泊費 2 号← 3 号← 1 4 号← (注) 原則は上記基準のとおりだが、3号のでる経理処理ガイドライン」の単価と金額	,500← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ←	 -
81 表5-5 宿泊費単価表 00 (5) 報告書等作成費	1 号← 2 号← 3 号← 4 号← 4 号← 1 号← 2 号← 3 号←	4,500년 4,500년 3,800년 3,800년 3,800년 13,500년 13,500년 11,600년 11,600년 3,500년 4,000년	せる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	格付 (号) ← 日当 (1 2 号← 4 3 号← 3 4 号← 3 (注) 原則は上記基準のとおりだが、3 号の日経理処理ガイドライン」の単価と金額がも可とする。ただし、その場合は、上記 格付 (号) ← 宿泊費 2 号← 3 号← 1 4 号← (注) 原則は上記基準のとおりだが、3号のでる経理処理ガイドライン」の単価と金額	は、800년 년 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	注釈追記
81 表5-5 宿泊費単価表 82 (5)報告書等作成費表5-6 翻訳単価表	1 号← 2 号← 3 号← 4 号← 4 号← 1 号← 2 号← 3 号← 4 号← 対象言語名← フランス語、スペイン語、← ポルトガル語← 中国語← 特殊語(上記以外の言語)←	4,500년 4,500년 3,800년 3,800년 3,800년 13,500년 13,500년 11,600년 11,600년 4,000년 4,000년 5,000년	世 記訳は 4 号相当とする中 備考中 中 中 通訳は 4 号相当とする中 備 考中 A4 判 1 ページ換算単価 同上中	格付 (号) ← 日当 (1 2 号← 3 3 号← 3 4 号← 3 (注) 原則は上記基準のとおりだが、3 号の日経理処理ガイドライン」の単価と金額がも可とする。ただし、その場合は、上記 格付 (号) ← 宿泊費 2 号← 3 号←	1,500 c 日本	注釈追記 注釈追記 内容変更(単価変更及び中国)
81 表5-5 宿泊費単価表 82 (5)報告書等作成費表5-6 翻訳単価表 85 3)日本人技術者の配置の配置・環座検索	1 号← 2 号← 3 号← 4 号← 格付 (号) ← 1 号← 2 号← 3 号← 4 号← 対象言語名← フランス語、スペイン語、← ポルトガル語← 中国語← 特殊語(上記以外の言語)←	4,500년 4,500년 3,800년 3,800년 3,800년 13,500년 13,500년 11,600년 11,600년 4,000년 2 5,000년 完工時や施工の重要な節目	世代 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	格付 (号) ← 日当 (1 2 号← 3 3 号← 3 4 号← 3 (注) 原則は上記基準のとおりだが、3 号の日経理処理ガイドライン」の単価と金額がも可とする。ただし、その場合は、上記格付 (号) ← 宿泊費 2 号← 3 号←	1,500 c 日本	注釈追記 注釈追記 注釈追記 内容 (単価変更及び中間 説明追加 説明追加 説明追加 には 説明追加 には には には かんし には かんし には かんし
○ 価表 81 表5-5 宿泊費単価表 82 (5)報告書等作価表 85 表5-6 翻訳単価表 3)日本制置の配置 3日本制置の配置 補足の配置 i 瑕疵検査 5-3-2 直接経費 1)現 1)現	1 号中 2 号中 3 号中 4 号中 1 号中 2 号中 3 号中 4 号中 フランス語、スペイン語、中国語中 中国語中 特殊語(上記以外の言語)を 1 業務主任者の配置:着エ・ラが必要な場合に配置を行う。	4,500ピー 3,800ピー 3,800ピー 3,800ピー 3,800ピー 3,500ピー 13,500ピー 11,600ピー 11,600ピー 3,500ピー 4,000ピー 5,000ピー 5,000ピー ホール では、アー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	世代 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	格付 (号) 中 日当 (1 2 号中 4 3 号中 3 3 号中 3 3 号中 3 4 号中 3 3 号中 3 4 号中 3 4 号中 3 4 号中 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(1 夜 あたり) 中	注釈追記 注釈追記 (注釈追記 (注釈追記 (対容変更 (単価変更及び中間) (注 説明追加 (注 記)
81 表5-5 宿泊費単価表 82 (5)報告書訳単価表 3)置の配子 (5)報告書訳単価表 3)置の配子 (5)報告 (5)報告 (5)報告 (5)報告 (5)報告 (5)報告 (5)報告 (5)報告 (6)報告 (7)報告 (7)和表明書	1 号中 2 号中 3 号中 4 号中 1 号中 2 号中 2 号中 3 号中 4 号中 2 号中 4 号中 2 号中 3 号中 4 号中 2 号中 3 号中 3 号中 3 号中 3 号中 3 号中 3 号中 3 号中 3	4,500년 4,500년 3,800년 3,800년 3,800년 13,500년 13,500년 11,600년 11,600년 11,600년 2 5,000년 2 5,000년 2 5,000년 2 11,000년 3 11,000년 3 11,000년 4 11,000년 4 11,000년 5 11,000년 5 11,000년 6 11,000년 6 11,000년 7	日本	格付 (号) ← 日当 (1 2 号 ← 4 3 号 ← 3 4 号 ← 3 (注) 原則は上記基準のとおりだが、3 号の日経理処理ガイドライン」の単価と金額がも可とする。ただし、その場合は、上記	(1 夜あたり) 中	注釈追記 注釈追記 注釈追記 内容変更 (単価変更及び中国 説明追加 説明追加 説明追加 説明追加
80 価表 81 表 5-5 宿	1 号← 2 号← 3 号← 4 号← 1 号← 1 号← 1 号← 2 号← 3 号← 4 号← 対象言語名← フランス語、スペイン語、イン語、イン語・ 中国語← 特殊語(上記以外の言語)← 1 *** 1 *** 中国語← 特殊語(上記以外の言語)← なお、瑕疵検査は完工検査として整理を表する。 なお、現職検査は完工検査として整理を表する。	4,500ピー 3,800ピー 3,800ピー 3,800ピー 3,800ピー 3,800ピー 13,500ピー 11,600ピー 11,600ピー 11,600ピー 5,000ピー 5,000ピー 5,000ピー 15,000ピー 15,000ピー 5,000ピー 15,000ピー 15	日本	格付(号) ← 日当(1 2 号 ← 4 3 号 ← 3 号 ← 3 号 ← 3 号 ← 3 号 ← 4 号 ← 4 号 ← 3 号 ← 4	(1 次800℃	注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注

補 91 務 る		施工監理業務として、、、(中略)、現地滞在期間が6ヶ月(180日)を超える当該業務要員(日本人技術者)について、往復の旅行日数と目的地滞在日数を通算した日当を計上 (支給)することができるものとする。	施工監理業務として、、、(中略)、現地滞在期間が6ヶ月(180日) <u>以上の</u> 当該業務要員 (日本人技術者)について、往復の旅行日数と目的地滞在日数を通算した日当を計上 (支給)することができるものとする。	内容変更(6ヶ月(180日)の取扱い)
91 3)	(上記続き)) 宿泊費	なお、現地滞在期間が6ヶ月(180日)以下の日本人技術者については、上述した借上宿舎の規模設定対象要員から除外する。 ②現地滞在期間が6ヶ月(180日)を超える場合 工事施工期間を通して現地に常駐する日本人技術者に限り、同期間の借上宿舎を控除することを前提に工事着手日から30日(夜)間および工事完工引渡し完了日までの30日	なお、現地滞在期間が6ヶ月(180日) <u>未満</u> の日本人技術者については、上述した借上宿舎 の規模設定対象要員から除外する。	内容変更 ・6ヶ月(180日)の取扱い ・借上宿舎もしくはホテル等の費用 支給の取り扱い(工事着手日から30 日及び工事完了前30日の説明の削 除)
補 92 務 す	(上記続き) #足事項:その他業 #上宿泊費を必要と る場合の取り扱い こついて	施工監理業務として、、、(中略)、現地滞在期間が6ヶ月(180日)を超える当該業務要員(日本人技術者)について、目的地滞在日数を通算した宿泊費を計上(支給)することができるものとする。	施工監理業務として、、、(中略)、現地滞在期間が6ヶ月(180日) <u>以上の</u> 当該業務要員 (日本人技術者)について、目的地滞在日数を通算した宿泊費を計上(支給)すること ができるものとする。	内容変更(6ヶ月(180日)の取扱い)
92 (3	(上記続き) 3)手当 1)日本人技 f者の手当 ①在外勤 K手当(月額)		現地滞在期間が6ヶ月(180日) <u>以上の</u> 日本人技術者については、その全滞在期間について在外勤務に係る手当を支給するものとし、5-3-1(4)項によりそれぞれの格付(号)に応じ設定された賃金(月額)に基づき、下記により算定する。なお、現地滞在期間が6ヶ月(180日) <u>未満の</u> 日本人技術者については、出張手当てとしての日当・宿泊費を支給するものとし、5-3-2(2)2)、3)項により算定し、直接経費の旅費・日当・宿泊費として計上する。	内容変更(6ヶ月(180日)の取扱 い)
	∱表6-1 ≨業実施工程表	項目 4 5 6 7 { 契 交換公文締結 (E/N) ▼	項目 4 5 6 7 8 契 交換公文締結 (E/N) ▼	支払スケジュール追加
A.	†表6-4-1 直接工事費 建築工事費	(2) 地業工事 (3) 土工事	(2) 土工事 (3) 地業工事	順番変更
B.	†表6-4-1 間接工事費 共通仮設費	(記載なし)	(9) 情報システム費	費目追加
B.	†表6-4-1 間接工事費 共通仮設費	(9) 輸送梱包費 (10) その他	(10) 輸送梱包費 (11) その他	番号変更
B.	†表6-4-1 間接工事費 現場管理費費	(7) 品質管理会議に要する費用(8) 瑕疵検査立会に要する費用(9) 現場管理費加算額	(7) 品質管理会議に要する費用(8) 安全パトロールに要する費用(9) 瑕疵検査立会に要する費用(10) 現場管理費加算額	番号変更 項目追加
	†表6-4-2 ፮業費分析表	建築費単価 直接仮設工事費単価 地業工事単価 土工事単価 躯体工事単価	建築費単価 直接仮設工事費単価 <u>土工事単価</u> <u>地業工事単価</u> 躯体工事単価	順番変更
付直	†表6-5 直接工事費分析表	1. 建築工事費 (1) 直接仮設工事 (2) 地業工事 (3) 土工事 (4) 躯体工事	1. 建築工事費 (1) 直接仮設工事 (2) 土工事 (3) 地業工事 (4) 躯体工事	順番変更